

# 学習ホールの使用料減免対象・申請手続き

## 減免対象

石川県保健休養林施設条例（以下「条例」という。）第13条に定める森林公園インフォメーションセンター「学習ホール」の使用料の減免対象は、次のとおりとする。

### 石川県保健休養林施設条例

(使用料の減免)

第十三条 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を受けた基準に従い、使用料を減免することができる。

- (1) 地方公共団体が行う行事
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2に規定するサービスや事業を行う事業者及び施設が行う行事
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設が行う行事
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が行う行事
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条に規定するサービスや事業を行う事業者及び施設が行う行事
- (6) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第29条、第31条に規程する施設が行う行事
- (7) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の2の2、第20条の3、第20条の4、第20条の5、第20条の6、第20条の7、第20条の7の2に規定する施設が行う行事
- (8) 公共、公益的又は厚生を目的で公開して使用する団体が行う営利を伴わない行事
- (9) その他知事が特別の理由があると認めたとき

施設条例第13条の規定に基づく使用料の減免申請書は

よやくーるでの使用申請後に、E-mail または FAXで 下記へお送りください。

提出先 E-mail ifp\_info-wakuwaku@forestpark-ishikawa.jp

FAX 076-288-6479

## 学習ホール使用料減免申請書

記入日

\*太枠内をご記入ください。

係員記入欄

よやくーる受付番号		使用日	月	日	午前 午後
申請者	団体名				
	担当者名	連絡先			

承認日	/
担当	